

こんなときには届出を		届出に必要なもの	
国保に加入する	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険から脱退したことが分かる書類 (例) ・退職証明書 ・健康保険資格喪失証明書	◆マイナンバーの確認 ・マイナンバーカード ・通知カード ◆届出人の確認 ・官公署から発行されたもの(①または②) ①顔写真付きのもの1点 (例) ・マイナンバーカード ・運転免許証 ②氏名と生年月日または住所が記載されたもの2点 (例) ・被保険者証 ・年金手帳
	職場の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れた日が分かる書類 (例) ・健康保険資格喪失証明書	
国保を脱退する	職場の健康保険に加入したとき	①職場の健康保険に加入したことが分かる書類 (例) ・職場の健康保険被保険者証 ・健康保険資格取得証明書	①職場の健康保険に加入したことが分かる書類 (例) ・職場の健康保険被保険者証 ・健康保険資格取得証明書 ②国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険の扶養になったとき		

問い合わせ▶国保年金課 ☎(50)1134

国民健康保険の手続き 就職や退職などに伴う「国保の手続き」をお忘れなく

退職などで職場の健康保険を脱退するときや、就職などで職場の健康保険に加入するときは、国民健康保険への加入や脱退の手続きも忘れずに行ってください。

自動的に加入・脱退の手続きが行われることはありませんので、ご注意ください!



◆加入手続きが遅れると
加入日は職場の健康保険を脱退した日まで遡ります。そのため加入日からの保険給付(2年以内に限る)を受けられませんが、国民健康保険税も遡って最長3年間分が課税されます。

◆脱退手続きが遅れると
国民健康保険と職場の健康保険に二重に加入している状態になるため、国民健康保険税の納税通知が届きます。また、職場の健康保険に加入した後に、誤って国民健康保険被保険者証を使用した場合は、国保が負担した医療費を請求する場合があります。



年金保険料・年金生活者支援給付金の詐欺にご注意ください!

厚生労働省や社会保険事務所、市役所の職員などと名乗る者から、「保険料の還付金がある」「医療費の払い戻しがある」といったその内容の電話が入り、「申請期限が来ている(過ぎている)ので近くの金融機関(ATM)に行ってほしい」などと言われる事例が報告されています。

市役所の職員などが、電話で還付の手続きをお願いすることはありませんので、個人情報絶対に教えないでください。

不審に感じたら、市役所へ事実を確認するか、警察相談専用電話にご連絡をお願いします。

報告・問い合わせ▶
国保年金課 ☎(50)1133
警察相談専用電話 ☎# 9110

国民年金保険料の納付 「納付が困難な学生」の特例制度や「妊婦」の免除制度をご利用ください

産前産後期間の免除制度

産前産後の免除が認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※当該期間は付加保険料を納付することができません(別途の手続きが必要です)。

対象▶国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間▶出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠は3カ月前から6カ月間)

※平成31年4月以降の期間が対象です。

※妊娠85日(4カ月)以上の出産を対象とし、死産、流産、早産を含みます。

※すでに当該期間の国民年金保険料を納付している場合でも、届出により還付します。

届出時期▶出産予定日の6カ月前から必要書類▼次の3点

- ①基礎年金番号または個人番号の分かるもの(原本)
- ②本人確認できるもの
- ③出産前の届出||母子健康手帳など/出産後の届出||被保険者と子が別世帯の場合には出産日および親子関係を明らかにする書類(出生証明書など)

学生納付特例制度

学生で所得が少なく、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

承認されると4月~翌年3月までの1年間の国民年金保険料の納付が猶予されます。

※猶予された保険料は10年以内であれば追納することができます。

対象▶大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および修学年限が1年以上の各種学校などに在学している前年所得が128万円以下の方

※所得があっても扶養親族がいる場合は、対象になる場合があります。

必要書類▼次の3点

- ①学生証または在学証明書など(4月以降有効なもの)
- ②基礎年金番号または個人番号の分かるもの(原本)
- ③本人確認ができるもの

【共通事項】本人以外が個人番号により届出手続きをする場合は、来庁する方の本人確認ができるもの、委任状も必要です。

届出・問い合わせ▶国保年金課 ☎(50)1133

国民健康保険に加入している未就学児の均等割額の減額

国民健康保険のうち、未就学児(国民健康保険に加入している小学校入学前の子ども)に係る均等割額を5割減額します。

◆未就学児1人に係る年間均等割額

均等割額の5割減額	未就学児減額分	減額後均等割額
均等割額		
軽減割合		
軽減なし	▲ 15,500円	15,500円
2割軽減	▲ 12,400円	12,400円
5割軽減	▲ 7,750円	7,750円
7割軽減	▲ 4,650円	4,650円

【注意事項】

- ・収入の申告をしていない未申告世帯に所属する未就学児は、「軽減なし」の減額後均等割額となりますので、収入の申告を必ずお願いします。
- ・減額後の保険税額が賦課限度額を超過している場合は、賦課限度額が保険税額となります。
- ・未就学児が2人以上加入している場合は、税額の端数処理により、減額後均等割額と異なる場合があります。
- ・この負担軽減措置は、令和4年4月1日以降の保険税に適用されます。
- ・遡って令和4年3月31日以前の保険税がある場合は、この措置は適用されません。

問い合わせ▶国保年金課 ☎(50)1134